

◎新潟県告示第29号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成25年1月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
有限会社浦佐介護サービス	新潟県南魚沼市黒土新田778番地3	有限会社浦佐介護サービス	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	平成24年11月5日	平成24年12月15日
有限会社浦佐介護サービス	新潟県南魚沼市黒土新田778番地3	有限会社浦佐介護サービス	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成24年11月5日	平成24年12月15日